

納付通知書

納付通知第 号

令和 年 月 日

保証人

住所	
氏名又は 名称	殿

(税関官署の長) ㊞

あなたは、別紙「処分理由」により、保証人として下記納税者の滞納国税等につき、下記金額の国税等を納付しなければならないこととなりましたので、納付の期限までに納付して下さい。

記

納税者		住所		氏名又は 名 称				
滞 納 国 税 等	年 度	税 目	納 期 限	本 税		延 滞 税	法 定 納 期 限	備 考
	令和 年度	関 税		円		法律による 金 額 欄	令和 年 月 日	
	令和 年度	税		円		〃	令和 年 月 日	
	令和 年度	税		円		〃	令和 年 月 日	
	令和 年度	税		円		〃	令和 年 月 日	
	令和 年度	税		円		〃	令和 年 月 日	
上記納税者の滞納国税等につき、あなたが保証人として納付すべき金額				円		延滞税	(法律による金額)	
納付の期限		令和 年 月 日		納付場所		日本銀行の本店・支店・代理店若しくは歳入代理店		

(注意) 延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の額の計算の算式

延滞税の額

=

納付すべき
本税の額

×

期間(日数)

法定納期限の翌日
から完納の日まで

×

延滞税の割合

7.3%(注)
納期限の翌日から2月を
経過する日後は14.6%

×

1

365

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1～12/31)で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

	納期限の翌日から2月を経過する日まで	納期限の翌日から2月を経過する日後
平成12年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成12年1月1日から平成25年12月31日までの各年の前年の 11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1 号により定められる商業手形の基準割引率+4%	14.6%
平成26年1月1日から 令和2年12月31日まで	年「7.3%」と「平成26年1月1日以後の各年の特例基準割 合(前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示さ れた割合+1%)+1%」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低 い割合
令和3年1月1日以後	年「7.3%」と「令和3年1月1日以後の各年の延滞税特例 基準割合(平均貸付割合(前年に租税特別措置法第93条第2 項の規定により告示された割合)+1%)+1%」のいずれ か低い割合	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+7.3%」のいず れか低い割合

- (2) やむを得ない理由により税額等に誤りがあったため、法定納期限後に未納の税額が生じた場合で、そのやむを得ない理由によるものであることについて税関の確認があった場合には、延滞税は免除されます。延滞税の免除を受けるためには、上記表に延滞税免除の記載がある場合を除き、延滞税免除申請書を税関に提出する必要があります。
- (3) 納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、納付すべき本税の額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算することとなります。
- (4) 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額が延滞税の額となります。
- (5) 消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を(1)の納付すべき本税の額として計算することとなります。
- ◎「不服申立てについて」 この処分について不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣(内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長)に対して審査請求をすることができます。

(規格A4)

納付通知書（処分理由）